

アメリカにおけるダイヤル・ポルノの規制

宮 原 均

はじめに
本論

- 一 政府による規制の概要
- 二 規制の背景
- 三 八三年改正法と八四年FCC規則
- 四 第二巡回区控訴裁の判断
- 五 八八年改正法と合衆国最高裁の判断
- 六 八九年改正法
- むすび

はじめに

ケタの番号をダイヤルすれば利用者は様々な情報が得られ、その情報料は⁽¹⁾NTTが（回線使用料とともに）徴収し、手数料（九%）を差し引いて情報提供者に支払うシステムである（情報料回収代行サービスと呼ばれる⁽²⁾）。

このダイヤルQ²は一九八九年七月にサービスが開始されて以来、急速に普及し一九九一年三月末には番組数八一七〇、情報料月額一二億六〇〇万円にも達している⁽³⁾。しかしこのダイヤルQ²にも問題がないわけではない。とりわけ情報としてポルノ番組を流す場合（以下ダイヤルQ²とはこのポルノ番組に限定する）深刻な社会問題をひきおこす可能性がある⁽⁴⁾。そこでダイヤルQ²に何らかの規制を行なうことが考えられる。しかし事はそうたやすいものではない。まず日本国憲法二十一條一項は表現の自由を保障しているからダイヤルQ²の規制は情報提供者の表現の自由に触れる可能性がある。他方、受け手である利用者側に立った場合にもポルノを聞く自由というものが考えられ「知る自由」あるいは「プライバシーの自由」といった、やはり憲法上の権利が問題になる。

更には憲法二十一條二項は検閲の禁止・通信の秘密について規定しており、これを受けた電気通信事業法も三条、四条で電気通信事業者の取扱に係る通信を検閲したり通信の秘密を侵すことを禁止している。そこでもしダイヤルQ²がこの「通信」にストレートにあてはまる⁽⁵⁾とすれば規制は許されないということになってしまふだろう。だが、現実にはダイヤルQ²規制の動きが少しずつ生じてきた⁽⁶⁾。その理由はダイヤルQ²のもたらす未成年者への悪影響が強く認識されてきたからと思われる。

そこでこの未成年者保護に焦点を絞ってこの種の問題に対処しようとしているのがアメリカである。アメリカでは日本のダイヤルQ²にあたるもの Dial-a-Porn（以下ダイヤルポルノ）と呼び、内容により obscene（ワイセツ）

と indecent（みだら）に分け、前者への全面規制は許されるが、後者には未成年者を排除して成人にのみアクセスされるシス⁽⁷⁾テムを憲法が要求しているとして法制度が形成されてきている。

成人にのみアクセスさせ未成年には聞かせないシステム、と一口に言つてもその実現は容易ではない。まずそうしたこと⁽⁸⁾がテクノロジーの上からいって可能であるのか。もし可能であるならばその経済的負担はだれが負うべきか。その経済的負担によってこの業界が成り立たないものとならないか。そして更には成人のダイヤルポルノを聞く自由を不必要に制限しないものであるかどうか等が問題となる。

アメリカでは法律や規則の改正、および合衆国最高裁を含む数度の司法判断を経た後、一九八九年、再度、法改正が行なわれ、これに対し最近、二件の合憲判決が控訴裁で下された⁽⁹⁾。

こうした一連の法制度改革はダイヤルポルノへの未成年者のアクセスを排除し、しかも成人のアクセスを最少限にしか侵害しないよう、きわめて周到な配慮のもとに行なわれてきた。そして注目すべきことは、ダイヤルポルノから直接利益を得る情報提供者のみならず、回線を使用させていた電話会社（コモンキャリア）も情報料回収サービスを行なう限りは、未成年者保護のため相応の負担を負わざるといふことである。

そこで本稿は、この八九年改正法に至るまでのアメリカの議論を紹介することが同種の問題を抱える日本においても参考になるのではないかと判断した次第である。以下、最初に規制の概要及び規制の背景を示し、法律の改正、規則の改正、そして判決を紹介し、八九年改正法成立の過程を振り返っていくこととする。

本論

一 政府による規制の概要

アメリカにおけるダイヤルポルノの規制は連邦議会が Communications Act 1934条(法1934条)を改正し、それをうけて連邦通商委員会(FCC)が規則を制定し、具体化していく。まず法改正についてであるが従来より法1934条は電話によるワイヤー(obscene)、みだら(indecent)等のヌード・ニケーションを禁止していたが、ダイヤルポルノの規制を考えるとも、不備があるとして一九八三年以来、現在に至るまで二回の法改正が行なわれている。ところでの法律を実際に運用していくためには、たとえ結果として法律の定めに違反しても、一定の行為なり措置なりをあらかじめ講じておけば起訴されない、との定めが必要であると強く主張されていた。⁽¹¹⁾そこで法律の中にこの趣旨の規定が加えられ、その具体化は主としてFCCの定める規則にゆだねられることになったのである。これを受けてFCCは、通話の時間帯を設定する Time Channeling や一定の電話番号からはダイヤルポルノにアクセスできない装置を設置する Blocking といった方法を打ち出したのである。

しかしながら規制もスマートに行なわれたわけではない。コモンキャリアとしての電話会社が守るべき通信の秘密の問題または情報提供者の表現の自由や成人のポルノを聞く自由といった、憲法上根拠をもつ自由との調整が必要となつたからである。そしてこれらの内容及び範囲については大いに議論のあるところではあるが、議論の展開のい

わばタテ系となつてしまえば、一定範囲で成人にダイヤルポルノを聞く自由があることを前提に①きわめて重大な政府利益—ダイヤルポルノから未成年者を保護する—を守るため、②最も制限の程度の弱い規制手段がとられているか、ということである。⁽¹²⁾

①についてはほとんど争われていないが②については、政府のとった規制手段が他の選択しうる手段と比較して、より制限的でないといえるかという観点から激しく争われているのである。

そこで未成年者保護のため、実効性があつて、実行可能であり、しかも成人の権利を最小限度にしか制限しない規制方法は何かを探るため、FCCの規則と裁判所の判断が積み重ねられそれが法律の改正へと結実していくのである。

まず最初にダイヤルポルノがどのような背景のもとに規制を受けるようになったかを示しておこう。

II 規制の背景

ダイヤルポルノに対する政府規制は一九八三年に遡る。この年、ニューヨーク電話会社は自社の電話回線(Dial-It サービス)を High Society マガジン社のポルノ番組提供のため利用させた。High Society マガジン社ではその電話番号を雑誌に掲載して宣伝し、一九八三年二月からポルノ番組を提供した。その結果、一日あたり五〇万件のアクセスがあり、High Society マガジン社に一万ドル、ニューヨーク電話会社に三万五千ドルの収入を毎日、もたらしたとされている。⁽¹⁴⁾

ルードの番組を聞く者の中には明かに未成年者が含まれており、親たるや国会議員の中にもそれを懸念するムードが広まっていた。ソルジャーの母の川田川田、リバーラーク州 Suffolk の County Executive はリバーラーク電話会社が改正前の Communications Act 11111条(法11111条)に違反してヒューリックに申立てを行なった。この申立ては結局、棄却されるが、この事件をきっかけに法11111条の存在といの法律の執行に関する FCC の役割がクローズアップされるに至つたのである。

ルードの改正前の法11111条は電話によるワイセツやみだら等にあたるロミヨニケーションを行なう者、または自分の支配下にある電話がこうしたロミヨニケーションのために使用されているのを許している者、を五〇〇ドル以下の罰金、六月以下の自由刑に処すと定めていた。しかしこの法律はダイヤルパルノの出現を予想しておらず、解釈上、疑問が生じた。とりわけ、そもそも規制の対象となるのは誰か、パルノ番組の提供者が、ロモンキャリアとしての電話会社が、それとも利用者ががはつきりしていなかつた。⁽¹⁵⁾ 特に電話会社の責任を問おうとするとき大きな問題が生じる」とがわかつた。それは「ロモンキャリアの際立つた特徴はペイラインサービスを行なうところ」であり、従つてその内容を問うるとなくすべてのメッセージを伝える義務がある」からである。⁽¹⁶⁾ そしてまた電話会社が適用を受ける公共料金表 tariff の中にダイヤルパルノを含む Dial-It サービスに関し、その内容については情報提供者があれば公取扱い、従つて電話会社は一切、責任を負わないとするものがあるからである(先の事件でニューヨーク電話会社ルードの点を主張してゐた(see 48 Fed. Reg. 43. 349 (1983))。

これらの議論の中、一九八三年、法11111条が連邦議会によって改定された。ついで次にその改正の内容とそれに

ルードの規則について紹介する。

III 八二年改正法と八四年FCC規則

八三年の改正では従来の法11111条の「⁽¹⁾」、「⁽²⁾」、「⁽³⁾」、「⁽⁴⁾」、「⁽⁵⁾」、「⁽⁶⁾」、「⁽⁷⁾」、「⁽⁸⁾」、「⁽⁹⁾」、「⁽¹⁰⁾」、「⁽¹¹⁾」、「⁽¹²⁾」、「⁽¹³⁾」、「⁽¹⁴⁾」、「⁽¹⁵⁾」、「⁽¹⁶⁾」、「⁽¹⁷⁾」、「⁽¹⁸⁾」、「⁽¹⁹⁾」、「⁽²⁰⁾」、「⁽²¹⁾」、「⁽²²⁾」、「⁽²³⁾」、「⁽²⁴⁾」、「⁽²⁵⁾」、「⁽²⁶⁾」、「⁽²⁷⁾」、「⁽²⁸⁾」、「⁽²⁹⁾」、「⁽³⁰⁾」、「⁽³¹⁾」、「⁽³²⁾」、「⁽³³⁾」、「⁽³⁴⁾」、「⁽³⁵⁾」、「⁽³⁶⁾」、「⁽³⁷⁾」、「⁽³⁸⁾」、「⁽³⁹⁾」、「⁽⁴⁰⁾」、「⁽⁴¹⁾」、「⁽⁴²⁾」、「⁽⁴³⁾」、「⁽⁴⁴⁾」、「⁽⁴⁵⁾」、「⁽⁴⁶⁾」、「⁽⁴⁷⁾」、「⁽⁴⁸⁾」、「⁽⁴⁹⁾」、「⁽⁵⁰⁾」、「⁽⁵¹⁾」、「⁽⁵²⁾」、「⁽⁵³⁾」、「⁽⁵⁴⁾」、「⁽⁵⁵⁾」、「⁽⁵⁶⁾」、「⁽⁵⁷⁾」、「⁽⁵⁸⁾」、「⁽⁵⁹⁾」、「⁽⁶⁰⁾」、「⁽⁶¹⁾」、「⁽⁶²⁾」、「⁽⁶³⁾」、「⁽⁶⁴⁾」、「⁽⁶⁵⁾」、「⁽⁶⁶⁾」、「⁽⁶⁷⁾」、「⁽⁶⁸⁾」、「⁽⁶⁹⁾」、「⁽⁷⁰⁾」、「⁽⁷¹⁾」、「⁽⁷²⁾」、「⁽⁷³⁾」、「⁽⁷⁴⁾」、「⁽⁷⁵⁾」、「⁽⁷⁶⁾」、「⁽⁷⁷⁾」、「⁽⁷⁸⁾」、「⁽⁷⁹⁾」、「⁽⁸⁰⁾」、「⁽⁸¹⁾」、「⁽⁸²⁾」、「⁽⁸³⁾」、「⁽⁸⁴⁾」、「⁽⁸⁵⁾」、「⁽⁸⁶⁾」、「⁽⁸⁷⁾」、「⁽⁸⁸⁾」、「⁽⁸⁹⁾」、「⁽⁹⁰⁾」、「⁽⁹¹⁾」、「⁽⁹²⁾」、「⁽⁹³⁾」、「⁽⁹⁴⁾」、「⁽⁹⁵⁾」、「⁽⁹⁶⁾」、「⁽⁹⁷⁾」、「⁽⁹⁸⁾」、「⁽⁹⁹⁾」、「⁽¹⁰⁰⁾」、「⁽¹⁰¹⁾」、「⁽¹⁰²⁾」、「⁽¹⁰³⁾」、「⁽¹⁰⁴⁾」、「⁽¹⁰⁵⁾」、「⁽¹⁰⁶⁾」、「⁽¹⁰⁷⁾」、「⁽¹⁰⁸⁾」、「⁽¹⁰⁹⁾」、「⁽¹¹⁰⁾」、「⁽¹¹¹⁾」、「⁽¹¹²⁾」、「⁽¹¹³⁾」、「⁽¹¹⁴⁾」、「⁽¹¹⁵⁾」、「⁽¹¹⁶⁾」、「⁽¹¹⁷⁾」、「⁽¹¹⁸⁾」、「⁽¹¹⁹⁾」、「⁽¹²⁰⁾」、「⁽¹²¹⁾」、「⁽¹²²⁾」、「⁽¹²³⁾」、「⁽¹²⁴⁾」、「⁽¹²⁵⁾」、「⁽¹²⁶⁾」、「⁽¹²⁷⁾」、「⁽¹²⁸⁾」、「⁽¹²⁹⁾」、「⁽¹³⁰⁾」、「⁽¹³¹⁾」、「⁽¹³²⁾」、「⁽¹³³⁾」、「⁽¹³⁴⁾」、「⁽¹³⁵⁾」、「⁽¹³⁶⁾」、「⁽¹³⁷⁾」、「⁽¹³⁸⁾」、「⁽¹³⁹⁾」、「⁽¹⁴⁰⁾」、「⁽¹⁴¹⁾」、「⁽¹⁴²⁾」、「⁽¹⁴³⁾」、「⁽¹⁴⁴⁾」、「⁽¹⁴⁵⁾」、「⁽¹⁴⁶⁾」、「⁽¹⁴⁷⁾」、「⁽¹⁴⁸⁾」、「⁽¹⁴⁹⁾」、「⁽¹⁵⁰⁾」、「⁽¹⁵¹⁾」、「⁽¹⁵²⁾」、「⁽¹⁵³⁾」、「⁽¹⁵⁴⁾」、「⁽¹⁵⁵⁾」、「⁽¹⁵⁶⁾」、「⁽¹⁵⁷⁾」、「⁽¹⁵⁸⁾」、「⁽¹⁵⁹⁾」、「⁽¹⁶⁰⁾」、「⁽¹⁶¹⁾」、「⁽¹⁶²⁾」、「⁽¹⁶³⁾」、「⁽¹⁶⁴⁾」、「⁽¹⁶⁵⁾」、「⁽¹⁶⁶⁾」、「⁽¹⁶⁷⁾」、「⁽¹⁶⁸⁾」、「⁽¹⁶⁹⁾」、「⁽¹⁷⁰⁾」、「⁽¹⁷¹⁾」、「⁽¹⁷²⁾」、「⁽¹⁷³⁾」、「⁽¹⁷⁴⁾」、「⁽¹⁷⁵⁾」、「⁽¹⁷⁶⁾」、「⁽¹⁷⁷⁾」、「⁽¹⁷⁸⁾」、「⁽¹⁷⁹⁾」、「⁽¹⁸⁰⁾」、「⁽¹⁸¹⁾」、「⁽¹⁸²⁾」、「⁽¹⁸³⁾」、「⁽¹⁸⁴⁾」、「⁽¹⁸⁵⁾」、「⁽¹⁸⁶⁾」、「⁽¹⁸⁷⁾」、「⁽¹⁸⁸⁾」、「⁽¹⁸⁹⁾」、「⁽¹⁹⁰⁾」、「⁽¹⁹¹⁾」、「⁽¹⁹²⁾」、「⁽¹⁹³⁾」、「⁽¹⁹⁴⁾」、「⁽¹⁹⁵⁾」、「⁽¹⁹⁶⁾」、「⁽¹⁹⁷⁾」、「⁽¹⁹⁸⁾」、「⁽¹⁹⁹⁾」、「⁽²⁰⁰⁾」、「⁽²⁰¹⁾」、「⁽²⁰²⁾」、「⁽²⁰³⁾」、「⁽²⁰⁴⁾」、「⁽²⁰⁵⁾」、「⁽²⁰⁶⁾」、「⁽²⁰⁷⁾」、「⁽²⁰⁸⁾」、「⁽²⁰⁹⁾」、「⁽²¹⁰⁾」、「⁽²¹¹⁾」、「⁽²¹²⁾」、「⁽²¹³⁾」、「⁽²¹⁴⁾」、「⁽²¹⁵⁾」、「⁽²¹⁶⁾」、「⁽²¹⁷⁾」、「⁽²¹⁸⁾」、「⁽²¹⁹⁾」、「⁽²²⁰⁾」、「⁽²²¹⁾」、「⁽²²²⁾」、「⁽²²³⁾」、「⁽²²⁴⁾」、「⁽²²⁵⁾」、「⁽²²⁶⁾」、「⁽²²⁷⁾」、「⁽²²⁸⁾」、「⁽²²⁹⁾」、「⁽²³⁰⁾」、「⁽²³¹⁾」、「⁽²³²⁾」、「⁽²³³⁾」、「⁽²³⁴⁾」、「⁽²³⁵⁾」、「⁽²³⁶⁾」、「⁽²³⁷⁾」、「⁽²³⁸⁾」、「⁽²³⁹⁾」、「⁽²⁴⁰⁾」、「⁽²⁴¹⁾」、「⁽²⁴²⁾」、「⁽²⁴³⁾」、「⁽²⁴⁴⁾」、「⁽²⁴⁵⁾」、「⁽²⁴⁶⁾」、「⁽²⁴⁷⁾」、「⁽²⁴⁸⁾」、「⁽²⁴⁹⁾」、「⁽²⁵⁰⁾」、「⁽²⁵¹⁾」、「⁽²⁵²⁾」、「⁽²⁵³⁾」、「⁽²⁵⁴⁾」、「⁽²⁵⁵⁾」、「⁽²⁵⁶⁾」、「⁽²⁵⁷⁾」、「⁽²⁵⁸⁾」、「⁽²⁵⁹⁾」、「⁽²⁶⁰⁾」、「⁽²⁶¹⁾」、「⁽²⁶²⁾」、「⁽²⁶³⁾」、「⁽²⁶⁴⁾」、「⁽²⁶⁵⁾」、「⁽²⁶⁶⁾」、「⁽²⁶⁷⁾」、「⁽²⁶⁸⁾」、「⁽²⁶⁹⁾」、「⁽²⁷⁰⁾」、「⁽²⁷¹⁾」、「⁽²⁷²⁾」、「⁽²⁷³⁾」、「⁽²⁷⁴⁾」、「⁽²⁷⁵⁾」、「⁽²⁷⁶⁾」、「⁽²⁷⁷⁾」、「⁽²⁷⁸⁾」、「⁽²⁷⁹⁾」、「⁽²⁸⁰⁾」、「⁽²⁸¹⁾」、「⁽²⁸²⁾」、「⁽²⁸³⁾」、「⁽²⁸⁴⁾」、「⁽²⁸⁵⁾」、「⁽²⁸⁶⁾」、「⁽²⁸⁷⁾」、「⁽²⁸⁸⁾」、「⁽²⁸⁹⁾」、「⁽²⁹⁰⁾」、「⁽²⁹¹⁾」、「⁽²⁹²⁾」、「⁽²⁹³⁾」、「⁽²⁹⁴⁾」、「⁽²⁹⁵⁾」、「⁽²⁹⁶⁾」、「⁽²⁹⁷⁾」、「⁽²⁹⁸⁾」、「⁽²⁹⁹⁾」、「⁽³⁰⁰⁾」、「⁽³⁰¹⁾」、「⁽³⁰²⁾」、「⁽³⁰³⁾」、「⁽³⁰⁴⁾」、「⁽³⁰⁵⁾」、「⁽³⁰⁶⁾」、「⁽³⁰⁷⁾」、「⁽³⁰⁸⁾」、「⁽³⁰⁹⁾」、「⁽³¹⁰⁾」、「⁽³¹¹⁾」、「⁽³¹²⁾」、「⁽³¹³⁾」、「⁽³¹⁴⁾」、「⁽³¹⁵⁾」、「⁽³¹⁶⁾」、「⁽³¹⁷⁾」、「⁽³¹⁸⁾」、「⁽³¹⁹⁾」、「⁽³²⁰⁾」、「⁽³²¹⁾」、「⁽³²²⁾」、「⁽³²³⁾」、「⁽³²⁴⁾」、「⁽³²⁵⁾」、「⁽³²⁶⁾」、「⁽³²⁷⁾」、「⁽³²⁸⁾」、「⁽³²⁹⁾」、「⁽³³⁰⁾」、「⁽³³¹⁾」、「⁽³³²⁾」、「⁽³³³⁾」、「⁽³³⁴⁾」、「⁽³³⁵⁾」、「⁽³³⁶⁾」、「⁽³³⁷⁾」、「⁽³³⁸⁾」、「⁽³³⁹⁾」、「⁽³⁴⁰⁾」、「⁽³⁴¹⁾」、「⁽³⁴²⁾」、「⁽³⁴³⁾」、「⁽³⁴⁴⁾」、「⁽³⁴⁵⁾」、「⁽³⁴⁶⁾」、「⁽³⁴⁷⁾」、「⁽³⁴⁸⁾」、「⁽³⁴⁹⁾」、「⁽³⁵⁰⁾」、「⁽³⁵¹⁾」、「⁽³⁵²⁾」、「⁽³⁵³⁾」、「⁽³⁵⁴⁾」、「⁽³⁵⁵⁾」、「⁽³⁵⁶⁾」、「⁽³⁵⁷⁾」、「⁽³⁵⁸⁾」、「⁽³⁵⁹⁾」、「⁽³⁶⁰⁾」、「⁽³⁶¹⁾」、「⁽³⁶²⁾」、「⁽³⁶³⁾」、「⁽³⁶⁴⁾」、「⁽³⁶⁵⁾」、「⁽³⁶⁶⁾」、「⁽³⁶⁷⁾」、「⁽³⁶⁸⁾」、「⁽³⁶⁹⁾」、「⁽³⁷⁰⁾」、「⁽³⁷¹⁾」、「⁽³⁷²⁾」、「⁽³⁷³⁾」、「⁽³⁷⁴⁾」、「⁽³⁷⁵⁾」、「⁽³⁷⁶⁾」、「⁽³⁷⁷⁾」、「⁽³⁷⁸⁾」、「⁽³⁷⁹⁾」、「⁽³⁸⁰⁾」、「⁽³⁸¹⁾」、「⁽³⁸²⁾」、「⁽³⁸³⁾」、「⁽³⁸⁴⁾」、「⁽³⁸⁵⁾」、「⁽³⁸⁶⁾」、「⁽³⁸⁷⁾」、「⁽³⁸⁸⁾」、「⁽³⁸⁹⁾」、「⁽³⁹⁰⁾」、「⁽³⁹¹⁾」、「⁽³⁹²⁾」、「⁽³⁹³⁾」、「⁽³⁹⁴⁾」、「⁽³⁹⁵⁾」、「⁽³⁹⁶⁾」、「⁽³⁹⁷⁾」、「⁽³⁹⁸⁾」、「⁽³⁹⁹⁾」、「⁽⁴⁰⁰⁾」、「⁽⁴⁰¹⁾」、「⁽⁴⁰²⁾」、「⁽⁴⁰³⁾」、「⁽⁴⁰⁴⁾」、「⁽⁴⁰⁵⁾」、「⁽⁴⁰⁶⁾」、「⁽⁴⁰⁷⁾」、「⁽⁴⁰⁸⁾」、「⁽⁴⁰⁹⁾」、「⁽⁴¹⁰⁾」、「⁽⁴¹¹⁾」、「⁽⁴¹²⁾」、「⁽⁴¹³⁾」、「⁽⁴¹⁴⁾」、「⁽⁴¹⁵⁾」、「⁽⁴¹⁶⁾」、「⁽⁴¹⁷⁾」、「⁽⁴¹⁸⁾」、「⁽⁴¹⁹⁾」、「⁽⁴²⁰⁾」、「⁽⁴²¹⁾」、「⁽⁴²²⁾」、「⁽⁴²³⁾」、「⁽⁴²⁴⁾」、「⁽⁴²⁵⁾」、「⁽⁴²⁶⁾」、「⁽⁴²⁷⁾」、「⁽⁴²⁸⁾」、「⁽⁴²⁹⁾」、「⁽⁴³⁰⁾」、「⁽⁴³¹⁾」、「⁽⁴³²⁾」、「⁽⁴³³⁾」、「⁽⁴³⁴⁾」、「⁽⁴³⁵⁾」、「⁽⁴³⁶⁾」、「⁽⁴³⁷⁾」、「⁽⁴³⁸⁾」、「⁽⁴³⁹⁾」、「⁽⁴⁴⁰⁾」、「⁽⁴⁴¹⁾」、「⁽⁴⁴²⁾」、「⁽⁴⁴³⁾」、「⁽⁴⁴⁴⁾」、「⁽⁴⁴⁵⁾」、「⁽⁴⁴⁶⁾」、「⁽⁴⁴⁷⁾」、「⁽⁴⁴⁸⁾」、「⁽⁴⁴⁹⁾」、「⁽⁴⁵⁰⁾」、「⁽⁴⁵¹⁾」、「⁽⁴⁵²⁾」、「⁽⁴⁵³⁾」、「⁽⁴⁵⁴⁾」、「⁽⁴⁵⁵⁾」、「⁽⁴⁵⁶⁾」、「⁽⁴⁵⁷⁾」、「⁽⁴⁵⁸⁾」、「⁽⁴⁵⁹⁾」、「⁽⁴⁶⁰⁾」、「⁽⁴⁶¹⁾」、「⁽⁴⁶²⁾」、「⁽⁴⁶³⁾」、「⁽⁴⁶⁴⁾」、「⁽⁴⁶⁵⁾」、「⁽⁴⁶⁶⁾」、「⁽⁴⁶⁷⁾」、「⁽⁴⁶⁸⁾」、「⁽⁴⁶⁹⁾」、「⁽⁴⁷⁰⁾」、「⁽⁴⁷¹⁾」、「⁽⁴⁷²⁾」、「⁽⁴⁷³⁾」、「⁽⁴⁷⁴⁾」、「⁽⁴⁷⁵⁾」、「⁽⁴⁷⁶⁾」、「⁽⁴⁷⁷⁾」、「⁽⁴⁷⁸⁾」、「⁽⁴⁷⁹⁾」、「⁽⁴⁸⁰⁾」、「⁽⁴⁸¹⁾」、「⁽⁴⁸²⁾」、「⁽⁴⁸³⁾」、「⁽⁴⁸⁴⁾」、「⁽⁴⁸⁵⁾」、「⁽⁴⁸⁶⁾」、「⁽⁴⁸⁷⁾」、「⁽⁴⁸⁸⁾」、「⁽⁴⁸⁹⁾」、「⁽⁴⁹⁰⁾」、「⁽⁴⁹¹⁾」、「⁽⁴⁹²⁾」、「⁽⁴⁹³⁾」、「⁽⁴⁹⁴⁾」、「⁽⁴⁹⁵⁾」、「⁽⁴⁹⁶⁾」、「⁽⁴⁹⁷⁾」、「⁽⁴⁹⁸⁾」、「⁽⁴⁹⁹⁾」、「⁽⁵⁰⁰⁾」、「⁽⁵⁰¹⁾」、「⁽⁵⁰²⁾」、「⁽⁵⁰³⁾」、「⁽⁵⁰⁴⁾」、「⁽⁵⁰⁵⁾」、「⁽⁵⁰⁶⁾」、「⁽⁵⁰⁷⁾」、「⁽⁵⁰⁸⁾」、「⁽⁵⁰⁹⁾」、「⁽⁵¹⁰⁾」、「⁽⁵¹¹⁾」、「⁽⁵¹²⁾」、「⁽⁵¹³⁾」、「⁽⁵¹⁴⁾」、「⁽⁵¹⁵⁾」、「⁽⁵¹⁶⁾」、「⁽⁵¹⁷⁾」、「⁽⁵¹⁸⁾」、「⁽⁵¹⁹⁾」、「⁽⁵²⁰⁾」、「⁽⁵²¹⁾」、「⁽⁵²²⁾」、「⁽⁵²³⁾」、「⁽⁵²⁴⁾」、「⁽⁵²⁵⁾」、「⁽⁵²⁶⁾」、「⁽⁵²⁷⁾」、「⁽⁵²⁸⁾」、「⁽⁵²⁹⁾」、「⁽⁵³⁰⁾」、「⁽⁵³¹⁾」、「⁽⁵³²⁾」、「⁽⁵³³⁾」、「⁽⁵³⁴⁾」、「⁽⁵³⁵⁾」、「⁽⁵³⁶⁾」、「⁽⁵³⁷⁾」、「⁽⁵³⁸⁾」、「⁽⁵³⁹⁾」、「⁽⁵⁴⁰⁾」、「⁽⁵⁴¹⁾」、「⁽⁵⁴²⁾」、「⁽⁵⁴³⁾」、「⁽⁵⁴⁴⁾」、「⁽⁵⁴⁵⁾」、「⁽⁵⁴⁶⁾」、「⁽⁵⁴⁷⁾」、「⁽⁵⁴⁸⁾」、「⁽⁵⁴⁹⁾」、「⁽⁵⁵⁰⁾」、「⁽⁵⁵¹⁾」、「⁽⁵⁵²⁾」、「⁽⁵⁵³⁾」、「⁽⁵⁵⁴⁾」、「⁽⁵⁵⁵⁾」、「⁽⁵⁵⁶⁾」、「⁽⁵⁵⁷⁾」、「⁽⁵⁵⁸⁾」、「⁽⁵⁵⁹⁾」、「⁽⁵⁶⁰⁾」、「⁽⁵⁶¹⁾」、「⁽⁵⁶²⁾」、「⁽⁵⁶³⁾」、「⁽⁵⁶⁴⁾」、「⁽⁵⁶⁵⁾」、「⁽⁵⁶⁶⁾」、「⁽⁵⁶⁷⁾」、「⁽⁵⁶⁸⁾」、「⁽⁵⁶⁹⁾」、「⁽⁵⁷⁰⁾」、「⁽⁵⁷¹⁾」、「⁽⁵⁷²⁾」、「⁽⁵⁷³⁾」、「⁽⁵⁷⁴⁾」、「⁽⁵⁷⁵⁾」、「⁽⁵⁷⁶⁾」、「⁽⁵⁷⁷⁾」、「⁽⁵⁷⁸⁾」、「⁽⁵⁷⁹⁾」、「⁽⁵⁸⁰⁾」、「⁽⁵⁸¹⁾」、「⁽⁵⁸²⁾」、「⁽⁵⁸³⁾」、「⁽⁵⁸⁴⁾」、「⁽⁵⁸⁵⁾」、「⁽⁵⁸⁶⁾」、「⁽⁵⁸⁷⁾」、「⁽⁵⁸⁸⁾」、「⁽⁵⁸⁹⁾」、「⁽⁵⁹⁰⁾」、「⁽⁵⁹¹⁾」、「⁽⁵⁹²⁾」、「⁽⁵⁹³⁾」、「⁽⁵⁹⁴⁾」、「⁽⁵⁹⁵⁾」、「⁽⁵⁹⁶⁾」、「⁽⁵⁹⁷⁾」、「⁽⁵⁹⁸⁾」、「⁽⁵⁹⁹⁾」、「⁽⁶⁰⁰⁾」、「⁽⁶⁰¹⁾」、「⁽⁶⁰²⁾」、「⁽⁶⁰³⁾」、「⁽⁶⁰⁴⁾」、「⁽⁶⁰⁵⁾」、「⁽⁶⁰⁶⁾」、「⁽⁶⁰⁷⁾」、「⁽⁶⁰⁸⁾」、「⁽⁶⁰⁹⁾」、「⁽⁶¹⁰⁾」、「⁽⁶¹¹⁾」、「⁽⁶¹²⁾」、「⁽⁶¹³⁾」、「⁽⁶¹⁴⁾」、「⁽⁶¹⁵⁾」、「⁽⁶¹⁶⁾」、「⁽⁶¹⁷⁾」、「⁽⁶¹⁸⁾」、「⁽⁶¹⁹⁾」、「⁽⁶²⁰⁾」、「⁽⁶²¹⁾」、「⁽⁶²²⁾」、「⁽⁶²³⁾」、「⁽⁶²⁴⁾」、「⁽⁶²⁵⁾」、「⁽⁶²⁶⁾」、「⁽⁶²⁷⁾」、「⁽⁶²⁸⁾」、「⁽⁶²⁹⁾」、「⁽⁶³⁰⁾」、「⁽⁶³¹⁾」、「⁽⁶³²⁾」、「⁽⁶³³⁾」、「⁽⁶³⁴⁾」、「⁽⁶³⁵⁾」、「⁽⁶³⁶⁾」、「⁽⁶³⁷⁾」、「⁽⁶³⁸⁾」、「⁽⁶³⁹⁾」、「⁽⁶⁴⁰⁾」、「⁽⁶⁴¹⁾」、「⁽⁶⁴²⁾」、「⁽⁶⁴³⁾」、「⁽⁶⁴⁴⁾」、「⁽⁶⁴⁵

るから、結局、未成年者のアクセスは阻止であるとするのである。⁽¹⁸⁾

八四年の規則でFCCがとり入れたのはいの一つであるが、その他の規制方法についても検討がなされている。その中には後に規則や法律の中に入り入れられたものもあるのでこゝで紹介しておこう。

まずアクセスコードをあらかじめ成人の利用者に設定しておき、ポルノ情報にアクセスする際、それを確認する方法がある（アクセスコード）。だしこれは生の声を聞かせるダイヤルポルノではなく、録音テープを流す場合を前提としている。従つて、同時に非常に多くの通話に対しアクセスコードを確認しなければならない。ソリドオペレーターにその都度、確認せらる方法は経済的にみてほとんど不可能とされた。⁽¹⁹⁾

そのため、アクセスコードを自動的に確認する装置の導入について考慮されたが、やはり経済的に実現不可能との判断が下された。その際に、FCCはこの経済的側面からの判断に加え、アクセスコードの導入は①手続のわざらわしさから成人によるダイヤルポルノの利用を著しく減少させる、②アクセスコードをもたないがポルノメッセージを聞いたいと考える成人を差別する、③親のアクセスコードを子どもが利用するおそれがあることなどを指摘している。⁽²⁰⁾

もう一つFCCが検討したのが、Blockingがある。特定の電話番号から特定の電話番号への通話を遮断するもので、装置を電話会社の central office に設置するものと、利用者宅に設置するものがあるが、電話番号を識別する機能が技術的に十分でないため、リストが巨額で負担をどこに負わせるかという点に問題があると判断した。⁽²¹⁾

以上のよう、FCCは Time Channeling 及びクレジットカードのみを訴追に対する「抗弁」としたが、いの判断は裁判所により覆せられるとなる。次章においてFCCの規則に対する第一巡回区控訴裁判所の判断をみていく。

四 第一巡回区控訴裁の判断

八三年の法改正とそれとともにならFCCの八四年規則に対し、訴訟が提起され八四年一月一日第一巡回区控訴裁はFCCの規則を退ける判決を下している（Carlin I事件⁽²⁴⁾）。これ以来、FCCの規則制定と司法審査が繰り返され、八九年の法改正に至るまで二回にわたり第一巡回区控訴裁は判断を下すことになる。せりやまや Carlin I事件とそれを受けてFCCの規則を紹介しよう。

（一）Carlin I事件

この事件で裁判所は先に紹介した Time Channeling 及びクレジットカードを訴追に対する「抗弁」とする」とは最小限度の規制とはいえないと判断した。⁽²⁵⁾ その理由いの一つの手段とその他の手段との比較が十分でなく、必ずしも制限のより少ないものが選択されていていとはいえないからとしている。

また Time Channeling であるが未成年者はメッセージが流れる時間帯に、たとえ親の監視下にあつたとしても、公用の電話または公衆電話から容易にダイヤルポルノにアクセスできる。他方、昼間、学校にて監視下にあるはずの時間帯になぜメッセージを流すかを規制されねばならないのか、ほとんど説明されていない、というふうである。⁽²⁶⁾

いのように実効性に乏しくかつ不必要に規制を行なつてゐる Time Channeling よりむしろ Blocking やアクセスコードの導入を検討すべき」とを裁判所は主張している。Blocking についてFCCは技術的、費用的に実行

不可能と判断したが裁判所は三ヶタ、つまり九七六で始まる電話番号を遮断するには技術的に可能であることを実例を示しながら主張している。⁽²⁷⁾

またアクセスコードの自動確認装置については、FCCはもっぱら情報提供者の経済上の負担を考慮しているだけで技術的に導入可能なのがどうか検討していないと批判している。⁽²⁸⁾

① 八五年 FCC 規則

いのうえ Carlin I 事件で規則を否定されたFCCは一九八五年、新らたに規則を定めた。その結果いのうえでは Time Channeling が否定され、クレジットカードが維持され、アクセスコードがとり入れられている。アクセスコードはその費用を情報提供者が負担するとし、またクレジットカードについては、先の裁判所の判断はこれを特に否定する趣旨のものではなかつたとし、また生の声を聞かせるダイヤルボルノの規制にはやはり有効な手段と判断したのである。⁽²⁹⁾

FCCが八五年規則でとり入れたものはいのうえの二つであるがその他で検討されたものを二つばかり紹介しておく。 Blocking については八四年規則と同様、これを退けている。その理由は装置の費用が巨額であるいじ、及び技術的に導入可能な三ヶタの遮断はダイヤルボルノ以外の Dial-It 産業に多大な損害を与えるからといのうえである。⁽³⁰⁾ また利用者宅での Blocking については親の任意で備えつけられるべきで、規則によつて強制するいのうえ最小限度の規制とはいえないとしている。⁽³¹⁾

またいのうえ Message Scrambling が検討れていのうえ。これは情報提供者がその情報をスクランブルして内容

を理解できなくし、利用者は解読器を用いて内容を理解するといのうえである。これに要する費用はスクランブル装置に一五〇—一〇〇〇ドル、解読器に一五一〇〇ドルとわれている。FCCは費用の負担に関し難点があると判断し、また、公衆電話の場合、解読器がついていなければ成人の権利を害し、逆に解読器がついていれば未成年者保護の目的を達しないとし、規則にとり入れなかつた。⁽³²⁾

以上、FCCはアクセスコードとクレジットカードを規則にとり入れ Blocking や Message Scrambling を否定した。しかし第一巡回区控訴裁はまたいのうえの八五年規則を否定するのである。次に Carlin II' III 事件を紹介しよう。

② Carlin II 事件⁽³³⁾

第一巡回区控訴裁は八六年にFCC八五年規則を否定するが、その理由はFCCがアクセスコードと利用者宅での Blocking もを十分に比較・検討していないからといのうえである。

控訴裁は Blocking のや電話会社で行なうものについては経済的にも技術的にも今のところ不可能であるとの FCCの認定を支持したが、利用者宅で行なう Blocking を情報提供者または電話会社の負担で行なうことなどが検討されていないとする。すなわち「利用者宅での Blocking 装置の費用を通話から収入を得ている情報提供者もしくは電話会社またはその双方に転換することができるが可能かどうか」 FCCは検討していないとするのである。⁽³⁴⁾

そして他方、FCCが規則にとり入れたアクセスコードは特定の種類の電話器の購入を必要とし、書面による申請等、身分の確認にむづらわしがあるなどの欠点があり Blocking もの比較をめう一度行なうべきことを主張して

アメリカにおけるダイヤルボルノの規制

いるのである。⁽³⁵⁾

四 Carlin III事件⁽³⁶⁾

Carlin II事件で規則を否定されたFCCは一九八七年に三度目の規則を定める。このではアクセスコード、クレジットカードが維持され Message Scrambling が新たにとり入れられている。そして遂に、この規則は第一巡回区控訴裁の支持を受けることとなるのである。そこでこの控訴裁の判断を見てこう。

まずアクセスコードについてはこの装置の導入には情報提供者は架設時に七万三千ドル、以降毎月一万一千ドルの負担を負うが収益に比して不合理な負担とはいえないと言われた。⁽³⁷⁾

また Message Scrambling については携帶用の解読器の存在が知られ、規則にとり入れられることがになった。この解読器は一五ドルと手頃な値段であり、公衆電話からでも利用でき、更には解読器の販売が情報提供者の新らたなビジネスになることを指摘されている。⁽³⁸⁾

しかし、Carlin II事件で指摘された利用者宅での Blocking は規則で否定され、裁判所もそれを支持した。その理由は、①たとえこの装置を利用者宅に備えても未成年者によってプラグが容易に引き抜かれ、またプログラムの変更も可能である」と、②未成年者のいる家庭のうち相当数が装置を備えるならばその費用は巨額なものとなるからである。⁽³⁹⁾

以上のように、FCCの規則を裁判所が支持するによって未成年者保護のための最小限度の規制は完成したかに見えた。しかし、連邦議会はこの法一一一三条の改正を行なうのである。それについて次章で紹介しよう。

五 八八年改正法と合衆国最高裁の判断

一九八八年一月に第一巡回区控訴裁がFCCの規則を支持した後、この年の四月、連邦議会は法一一一三条(b)を改正し、みだらなダイヤルポルノを未成年者のみならず成人に対しても禁止した。その結果、未成年者からのアクセスのみを禁止すべく課されていたFCCの規則制定の任務は解かれる」とになったのである。つまり、この法改正はこれまで積み重ねてきた議論をいわば振り出しに戻すことになつたのである。

しかしこの八八年改正法には訴訟が提起され、合衆国最高裁は八九年、違憲判決を下すのである。⁽⁴⁰⁾以下、改正の内容と判決について簡単に紹介する。

まず改正法は法一一一三条(b)(1)(A)として、商業目的で、電話によりワイセツまたはみだらなコミュニケーションを誰に対しても行なった者を処罰する、と改められた。これに対し最高裁は、ワイセツなダイヤルポルノの全面禁止は憲法に違反しないとした。すなわち「ワイセツなダイヤルポルノ……を禁止することに憲法上の障害は存在しない。我々は修正一条の保護はワイセツな言論に及ばないことを繰り返し判示してきた」とするのである。⁽⁴¹⁾

これに対してみだらな言論に対しては修正一条の保護が及ぶとし、次の場合に限って制限を加えることができるとする。すなわち「さわめて重大な利益を助長し、かつこの利益を保進するために最も制限的でない手段がとられている」場合であるとしている。⁽⁴²⁾

そして最高裁はこれまでのFCCの規則制定の経過に照らし、みだらなダイヤルポルノを成人も含め全面的に禁止 アメリカにおけるダイヤルポルノの規制

することは、未成年者保護という「きわめて重大な利益」を促進するための「最も制限的でない手段」とはいえないと判断したのである。⁽⁴³⁾

この最高裁判決後、議会は法改正を行なっている。次章での点について紹介する。

六 八九年改正法

八九年六月の最高裁判決に連邦議会はすばやく対応し、この年の一月法改正を行なった。以下要点を示そう。

(1) 八九年改正法

まず法二二三条(b)(2)(A)により商業目的で、みだらなコミュニケーションを一八才未満の者または同意のないいかなる者に対し行なった者、および法二二三条(b)(2)(B)により自己の支配下にある電話が(A)で禁止されている行為のために利用されているのを許している者は罰金または自由刑に処せられる。

また、法二二三条(b)(3)は訴追に対する「抗弁」を定め、法二二三条(C)に定める行為及びFCC規則に定める行為を行なつていれば訴追されないとする。

法二二三条(C)はコモンキャリアに認められる「抗弁」を定め、コモンキャリアがダイヤルボルノの料金徴収を行なつておるならば、事前に書面によって請求を受けない限り、ダイヤルボルノへのアクセスを許してはならないとしている。⁽⁴⁴⁾

(2) 九〇年FCC規則

一方FCCもこの法改正を受けて情報提供者に認められる「抗弁」事由を定めている。情報提供者は①自らが提供している情報が性を扱つたものであることをコモンキャリアに通知すること、②利用者への料金請求書にダイヤルボルノへの通話料金であることを明記するよう、コモンキャリアに求めること、および③利用者に対し、クレジットカードによる支払、アクセスコードの請求、スクランブル解読器の使用、のいずれかを求めることが、としている。⁽⁴⁵⁾

この法改正および規則の特徴となつておることは、未成年者保護のため、情報提供者の責任を重くするとともに、コモンキャリアおよび利用者にも責任を課していることである。情報提供者は自分の提供する番組がボルノメッセージであることをコモンキャリアにも利用者にも周知せること、および未成年者からのアクセスを防止するためクレジットカード等の具体的措置をとらなければならなくなつた。

この情報提供者の責任とともにコモンキャリアの責任にも注目すべきものがある。FCCの従来の解釈ではコモンキャリアは「みずから情報提供するなど、積極的な関与がなければ」処罰されないとされていた。⁽⁴⁶⁾しかし今回の法改正により、情報料を徴収している限りは申請者にのみ通話を止め⁽⁴⁷⁾、Blockingの責任を負つているのである。

また利用者もクレジットカードをもつて、一定の電話器を備える以上（自動処理のアクセスコード解読では特定の電話器が必要）、解読器を購入する以上（Message Scramblingが用いられている場合）など通話料、情報料の支払に加えて負担を負うことになつたのである。

むすび

以上が現在、アメリカで行なわれてゐるダイヤルポルノの規制である。この規制方法のうちコモンキャリアの負う責任について若干の意見を述べさせていただき本稿のむすびとしたい。

コモンキャリアは従来、通信の秘密を侵してはならないとの見地から、情報内容についての責任を問われず、もっぱら情報提供者が責を負うとされていて。しかし情報料の回収を代行するという点が重視されコモンキャリアも責任の一端を負うことになった。

情報料回収という情報提供者の利益に直接関与し、しかも手数料を得るコモンキャリアに、情報が未成年者にもたらす害悪を防止するため、相応の負担を課すことは許されてよいように思われる。

しかしコモンキャリアに未成年者保護のため負担を課すことそれ自体は肯定されるにしても、その手段として情報提供者と利用者間の通話にどこまで関与できるかは難しい問題である。しかしアメリカの場合、コモンキャリアの関与は商業目的で行なわれる性的な内容のものに限定され、その方法もボルノを聞きたい者に Blocking を解除するにとどまり、通話内容をその都度チェックするものではない。

そもそもダイヤルポルノは商業目的で不特定多数の者に利用されることを前提にしているから、通信の秘密・検閲の禁止を考える際に念頭に置かれていた二当事者間の通信とはかなり趣を異にし、むしろ映画館でボルノを観賞するのに近いように思われる。⁽⁴⁹⁾ 従つてダイヤルポルノに「通信の秘密」はストレートにはあてはまらないのではないだろ

うか。

また利用者側からしてもコモンキャリアによる通話の一連 Blocking は、あくまで請求しなれば解除されアクセスできるのだからそれほどの不利益とはならず、チケットを買ってはじめて入場の許されるボルノ映画の観賞に際してのわざわざしれどんど変わらないもの、といえないとだろうか。

更にコモンキャリアによる一律の Blocking、申請者に解除という方式は未成年者保護にとってきわめて重要である。この方式の逆の場合、つまり申請者に限り Blocking かるのでは目的を達しない。なぜならば、親の知らぬ間にそんぞんダイヤルポルノを利用し情報料を請求されてから Blocking を申請するのでは手遅れだからである。⁽⁵⁰⁾

以上、コモンキャリアに対するアメリカの責任分担の方法は十分に評価されるべきもののように思われる。

- (1) この情報料は三分間で10円のものが110円のままで11ヶ月にわかれている。堀部政男「表現の自由と電気通信—ダイヤルQ²利用の情報提供の法と倫理—」情報通信学会誌 Vol. 9 NO.2 九四頁(一九九一年)。
- (2) 堀部、前掲論文八二頁。
- (3) 堀部政男「迷惑電話とダイヤルQ問題」月刊 Audio Video 別冊『テレフォンガイドブック』三一頁(一九九一年)。
- (4) ポルノ番組がダイヤルQ²により流れれる結果生じてゐる社会問題として、未成年者がダイヤルQ²に熱中し、電話料金を家庭で支払えない、ダイヤルQ²で知り合った未成年者を誘い出し性犯罪に及ぶ、未成年者をダイヤルQ²のアルバイトにかり出し労働基準法に触れる、などが指摘されている。渥美東洋「最近の青少年健全発達に有害な環境の改善—少年少女向けのポルノ漫画とダイヤルQ²利用のボルノ電話について」警察学論集第四四卷第七号一頁(一九九一年)参照。
- (5) 電気通信事業法上の問題点については堀部、前掲(1)論文八三一八四頁、渥美、前掲論文一一五頁以下参照。

(6) ダイヤルQの「ハーシュラ」にての新規契約と契約更新の打ち切り、「ペーティーライン」にては情報料を従来の五分の一以下とするNTTは決定した(朝日新聞朝刊一九九一年六月11〇頁)。また社団法人全日本テレフオンサービス協会では倫理委員会を組織し倫理規定を発し(朝日新聞朝刊一九九一年六月1日)、またダイヤルQなどの事業者からなる音声VAN振興協議会も「Qサービス提供規準」を設けていた(朝日新聞朝刊一九九一年五月218頁)。またNTTと情報提供者が締結する「ダイヤルQ」(情報料回収代行サービス)に関する「契約書」や「解約」にて定めがあり、地方自治体等からの要請により解約されるとにならぬところ。堀部、前掲(1)論文八五頁。

(7) アメリカのダイヤルボルノとは当初、録音テープから流れてくれるボルノセージのみを意味したが、現在では生の声を聞かせるため命めじるようである。更にダイヤルボルノはショーネッセージサービスのひとつとして登場して来たがこの最初の年は一九三九年、ワーナー電話会社が始めた天候予報である。See Note, *Children and the Recorded-Message Industry: The Need for a New Doctrine*, 72 Va. L. Rev. 1325, 1327n. 14 (1986) [hereinafter cited as *Children and the Recorded-Message*]。井田早生「電話利用ビジネス」憲法ヤマト一四〇頁。

(8) ボルノから未成年者を離れたるには未成年者がボルノにトクヤベやく自由を書しながら、離縛のやういふのがおかしくボルノにアクセスする由由の根拠が「自己充足」であり、その方法を選択するには完全な能力が備わってゐるが前提であつて、この能力を全く未成年者にボルノに接する由由などは保護されない、との主張がある。See Note,

Telephone Pornography: First Amendment Constraints on Shielding Children from Dial-A-Porn, 22 HARV.

J. ON LEGIS. 503, 515—20 (1985)。

(9) 人民法院は現実の刑事や行政事件等の被告を前に下されたものではなく、法律・規則を抽象的に文面審査したのである。従つて現時点では法律が文面上、同法審査をパスした後、具体的事件の適用の中でもかなりの判断が下されるが興味あることである。See THE NEWS MEDIA & THE LAW, Fall 1991, 40.

(10) ハード版による法規制の他、契約者が未成年者やめにける由由に対する意思表示取消制度の適用により問題に対処

できないが、という詰みがたれでいる。これが一般に、未成年者は契約を結んだ後、それが自分に不利であれば取り消すことがである。その結果、契約の効力が消滅し、当事者双方、原状回復の義務を負うが、未成年者は現に利益の存する限りでの原状回復で済むところである。See *Children and the Recorded-Message*, *supra* note 3, at 1332-33. ダイヤルボルノのような売手市場におけるこの取消が広汎に行なわれれば、情報提供者側は未成年者にアクセスをやめよう、努力を払う」とになり未成年者保護について有効ではないか、ところのである。See id. at 1335. しかしJの理論には疑問がもたれている。その理由は契約の当事者が未成年者であることなどによることとして確認すればよいか、ところのところである。つまりこの取消制度は face to face の取引を前提に形成されたのであり、相手の見えない電話の場合に有効にはならぬが、ところのである。そして更には取消は事後のだといふ。つまり未成年者がダイヤルボルノを聞いた後、これを取り消しても未成年者の保護にはならないのではないか、また逆にこの制度を利用して未成年者からの通話ができる増えるのではないか、ところのことである。See id. at 1336-37.

なお、この取消制度に関連してめぐらす問題が提起めじる。それは子どもによるダイヤルボルノへの通話が家族用の電話からなされた場合には親に電話の使用料を支払う包括的な義務があるのではなかか。つまり通話は子どもが契約の当事者となるのではなく、従つて取り消しもありえないところ考え方である。See id. at 1336. もうひとつの主張と思われるが親が負っている包括的な支払義務が回線使用料と情報料とを共に含むものであるがばね、検証を要するのみと照ねれぬ。日本におけるこの取消制度による救済の問題が裁判で争われてゐる。上巣敏彦「ダイヤルQ」債権管理No 54. K11頁(一九九一年)。

(11) See Carlin Communications, INC. v. Federal Communications Commission, 749 F. 2d 113, 118 (2d Cir. 1984).

(12) ボルノを自己に所持する以上は成人のプライバシーの権利の範囲であるが、ダイヤルボルノは数多くの種類を利用すればよいとする前提は流れぬかに由由いふべき映画館やボルノを楽しむに用ひるの指摘がある。See *supra* note 8, at 517-18.

- (2) See 50 Fed. Reg. at 42,704.
- (3) Carlin Communications, INC. v. Federal Communications Commission, 787 F. 2d 846(2d Cir. 1986).
- (33) *Id.* at 855.
- (34) *See id.* at 856.
- (35) *See id.* at 856.
- (36) Carlin Communications, INC. v. Federal Communications Commission, 837 F. 2d 546 (2d Cir. 1988).
- (37) *See id.* at 555-56.
- (38) See *id.* at 556. メルカリ Message Scrambling が妨碍物となるため解読器の販売が成人に堅拒され、これが問題である。メルカリは各種の取扱い、成人の販売者用の製品の廿二の解読器が認められない規制がある。
レポート *See id.* at 555.
- (39) *See id.* at 554.
- (40) Sable Communications of California, INC. v. Federal Communications Commission, 57 U. S. L. W 4920 (1989). メルカリによる米国通信委員会(郵政輸送本部)による電話の規制(同上)「封緘封鎖令」に規制(1)が該当する。
- (41) 57 U. S. L. W at 4922.
- (42) *Id.* at 4923.
- (43) *See id.* at 4924.
- (44) See Information Providers' Coalition for Defense of the First Amendment v. Federal Communications Commission, 1991 WL 38403, at 4 (9th Cir 1991).
- (45) See 1991 WL 38403, at 5.
- (46) 始(2)参照。
- (47) メルカリ Blocking 設定を解説する、メルカリの費用を取るための封緘封鎖令が資本を参照されねばならぬ。

(48) 電報提供者が自らの情報が商業目的のメール番組や個人用チャットに漏洩する以外の「専前封緘」にあたるやせだらかの主張がある。しかし控訴裁判所はキャラクターが政府機關やせだらかる、「漏洩」されやせだらかやせだらかの「漏洩」でいたがむだらかの主張を駁めた。See 1991 WL 38403, at 11-13.

(49) 始(12)参照。

(50) See 1991 WL 38403, at 6 - 7.

付記 メルカリの論文は社団法人日本ケンシラ産業協会ケンシラ研究所「ケンシラ産業と情報に関する研究会」と